

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の適用について

1 本工事は、「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置」（以下「本特例措置」という。）の対象工事である。本特例措置は、昨今の中東情勢の変化に伴い、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加で必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上するものである。

2 対象資材等（調達検討資材）
供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材とし、下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

調達検討資材(令和8年7月10日時点)		
資 材 名	規 格	設計数量
塗料		
塗料用シンナー		
軽量盛土用発泡スチロールブロック		
シーリング材		
断熱材		
塩化ビニル管類		

3 実施の方法
本特例措置に基づき別途調達経費の設計変更を行う場合、受注者は以下の手続きを行うものとする。

(1) 事前協議 代替資材の調達等が別途必要となった場合には、資材を購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、協議を行うこと。その際、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するとともに、代替資材の場合は、設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出すること。

(2) 実施報告（設計変更時） 設計変更に際しては、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」を監督員に提出すること。その際、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。

4 スライド条項の取扱い
本特例措置による設計変更内容は、建設工事請負契約書第 26 条（スライド条項）等の対象外とする。